

判決年月日	平成18年10月18日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成17年(ネ)10059号		
○ 被控訴人が、その販売に係るガムの歯に対する再石灰化効果が、控訴人販売のガムと比較して優れているとの表示を含む比較広告を行ったことにつき、その根拠となった実験に合理性がなく、当該比較表示は不正競争防止法2条1項13号、14号所定の不正競争行為に当たるとして、被控訴人の公告における当該比較表示の使用差止めが認められた事例			

(関連条文) 不正競争防止法2条1項13号、14号

控訴人及び被控訴人は、ともにガムを含む菓子等の食料品を販売しており、競争関係にあるところ、被控訴人は、新発売に係るガムにつき、控訴人販売のガムの約5倍の再石灰化効果を実現したとの表示(本件比較表示)を含む比較広告を、新聞広告等として行った。本件比較表示は、TIGG誌に掲載されたC医科大歯学部C1助教授による論文(TIGG論文)に記載された実験(D-2-3実験)を根拠とし、「約5倍」の算出の基礎となった双方のガムに関するデータは同実験で示されたとおりのものであった。

本件は、控訴人が、本件比較表示が不正競争防止法2条1項13号(品質等誤認表示)及び同項14号(虚偽事実の陳述流布)に当たるとして、被控訴人に対し、広告における本件比較表示の使用差止め、謝罪広告及び損害賠償を求めた事案である。

原判決(東京地方裁判所平成15年(ワ)第15674号、平成16年10月20日判決)は、D-2-3実験は、実験条件、方法等において不合理な点はないなどとして、本件比較表示は、不正競争防止法2条1項13号、同項14号に該当しないと、控訴人の請求を棄却した。

当審では、双方から、外国人学者を含む多数の学者の鑑定意見書が提出され、また、控訴人から、D-2-3実験の再現性を否定する内容の数例の実験報告書が提出されたほか、控訴人から、D-2-3実験の再現実験を行う趣旨の鑑定申立てがなされた。そして、裁判所は、当該鑑定の採用を前提として、双方当事人に実施の方法についての検討を求めたところ、D-2-3実験自体は、さほど特殊な技術や装置を要するものではないと考えられるにもかかわらず、被控訴人は、鑑定人適格者につき、幾重もの条件を付け、具体的には、本訴において、被控訴人側の鑑定意見書を提出した外国人学者を中心とする数名の者を挙げた上、当該条件を満たす者でなければ、鑑定として実施する意義はないと主張して譲らず、そのため、裁判所は、鑑定の採用実施を断念するという経緯があった。

当審判決は、TIGG論文に記載されているD-2-3実験の実験条件及び方法は不適切又は不合理であるとはいえず、また、控訴人から提出されたD-2-3実験の再現性を否定する内容の各実験は、再現実験としては、実験方法等に不適切な点があつて、これらの実験によって、D-2-3実験の再現性が否定されたものということとはできないとしたものの、残され

ていた D-2-3 実験に係るデジタル画像を控訴人側が再解析して得た結果（控訴人ガムについては D-2-3 実験の結果と大差なかったものの、被控訴人ガムについては、同一画像の解析であるにもかかわらず、TIGG 論文に掲載された D-2-3 実験の結果と顕著な相違があった。）は異常であり、このままでは D-2-3 実験の結果に全幅の信頼をおくことはできないといわざるを得ず、その合理性立証のためには、第三者により客観的かつ公正な再現実験を行い、D-2-3 実験の結果の正確性を裏付けることを要するとした上で、上記の鑑定の採用を断念した経緯に言及し、被控訴人は、D-2-3 実験の合理性について、必要な立証を自ら放棄したものと同視すべきものであり、D-2-3 実験の合理性はないものといわざるを得ないとした。そして、根拠となる実験を失った本件比較表示につき、不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号、同項 1 4 号に該当するとして、控訴人の本件比較表示の使用差止請求を認容したが、被控訴人に、故意又は過失があったことを直ちに認めることはできないとして、謝罪広告請求及び損害賠償請求は棄却した。